

令和7年9月16日

第54回基本計画策定・推進専門委員等会議

資料3-2

内閣府提出資料②

第12次交通安全基本計画における被害者支援施策の検討状況等について

交通安全基本計画

交通安全基本計画は、陸、海、空にわたり講ずべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたもの。この基本計画は交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づいて中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が作成することとなっている。

この基本計画に基づいて、国の関係行政機関では、毎年度、その年度において講ずべき施策を定めた計画を作成し実施するとともに、地方公共団体においても、それぞれの区域内における長期的計画及び年度ごとの計画を作成するなどして実施している。

現在、第11次交通安全基本計画を実施しているところであり、同計画が終了する令和8年3月までに第12次交通安全基本計画を作成する必要がある。

第12次交通安全基本計画の骨子（案）（抜粋）

○ 計画の基本理念

3 横断的に重要な事項

● 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。また、交通事故被害者等に対する支援の更なる充実を図る。

○ 陸上交通の安全

第1章 道路交通の安全

第3節 道路交通の安全についての対策

Ⅱ 講じようとする施策

7 被害者支援の充実と推進

- 交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的、経済的打撃を受け、又はかけがえのない生命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われており、交通事故被害者等を支援することは極めて重要である。
- 犯罪被害者等基本法の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、交通事故発生時の情報提供のための窓口機能や、交通事故後の中長期にわたる被害者等へのコーディネーション機能を担うことに加え、引き続き、外部機関とのネットワークの構築、被害者等支援フォーラムの開催、被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

- 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進
自動車事故被害者の適正な救済の観点から、被害者に対する適切な情報提供の徹底を保険会社等に指導するなど、保険金（共済金）の支払い等の適正化を図る。
- 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用
自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による交通事故の被害者への救済の観点から政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用を図る。
- 無保険（無共済）車両対策の徹底
無保険（無共済）車両の運行の防止のため、街頭監視活動による注意喚起等の無保険（無共済）車両対策を徹底する。
また、ペダル付き電動バイクや電動キックボードなど新たなモビリティに対しても、加入促進のポスター・リーフレット・屋外広告等を通して引き続き自賠責保険（自賠責共済）の加入の周知を行い、無保険（無共済）対策を徹底する。
- 損害賠償請求の援助活動等の整備（交通事故相談活動の充実）
自動車事故被害者が弁護士による無償の自動車事故に関する法律相談・示談あっ旋等を受けられるよう、日弁連交通事故相談センターにおける体制の充実を図る。
- 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
 - ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による、交通遺児等に対する生活資金貸付けを適切に推進する。
 - ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故によって重度の後遺障害（遷延性意識障害）を負った被害者の治療・看護を専門に行う療護施設の設置・運営、及び自動車事故によって後遺障害を負った被害者のリハビリテーションの機会確保に向けた取組を適切に推進する。
 - ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故によって重度の後遺障害（脊髄損傷）に対して十分な治療・リハビリテーション等の機会を確保するための環境整備を適切に推進する。
 - ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故によって重度の後遺障害を負った被害者に対する介護料の支給及び短期入院・入所に係る費用助成を適切に推進する。
 - ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による、介護料受給者への相談・情報提供等の充実・強化を図る。
 - ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故被害者等への相談支援を実施している被害者団体に対して相談支援実施にかかる費用の支援を適切に行う。
 - ・ 公益財団法人交通遺児等育成基金による、交通遺児等に対する一定水準の育成金の給付について、社会経済情勢の変動も踏まえつつ、長期にわたり安定的になされるよう適切に援助を行う。

- ・ 地方公共団体が運営する交通事故相談所において、複雑・多様かつ専門化する交通事故相談内容に対処するため、判例・相談事例、自動車保険等の最新情報を収集・分析し実務必携として提供するとともに、交通事故相談員全体の資質・能力の向上に向けた研修等を通じて、全国にある交通事故相談所のいずれにおいても質の高い交通事故相談を受けられる体制を整備するなど、交通事故相談活動の充実を図る。
- ・ 在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（「介護者なき後」）に備えた環境整備を適切に推進する。また、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の短期入院・入所の受入れを行う協力病院・施設の環境整備を適切に推進する。
- ・ 自動車事故による高次脳機能障害を有する者に対する自立訓練、社会復帰までの切れ目のない取組を適切に推進する。
- ・ 事故の概要等の記録を残すこと、各種支援制度を知ること等を目的とした「交通事故被害者ノート」、「交通事故にあったときには」について、引き続きその周知を図る。

第2章 鉄道交通の安全

第2節 鉄道交通の安全についての対策

Ⅱ 講じようとする施策

6 被害者支援の推進

- 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、事故発生時の情報提供のための窓口機能や、事故後の中長期にわたる被害者等へのコーディネート機能を担うことに加え、引き続き、外部機関とのネットワークの構築、被害者等支援フォーラムの開催、被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

第3章 踏切道における交通の安全

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

Ⅱ 講じようとする施策

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

- 鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関への踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応する。

○ 海上交通の安全

第2節 海上交通の安全についての対策

Ⅱ 講じようとする施策

8 被害者支援の推進

- プレジャーボートの保険加入を促進するため、ユーザーへの周知活動及び関係団体への働き掛けを行う。

- 海難事故に備えた保険契約の締結等被害者保護のための船主等の賠償責任保障制度の充実に引き続き取り組む。
- 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、事故発生時の情報提供のための窓口機能や、事故後の中長期にわたる被害者等へのコーディネート機能を担うことに加え、引き続き、外部機関とのネットワークの構築、被害者等支援フォーラムの開催、被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

○ 航空交通の安全

第3節 航空交通の安全についての対策

Ⅱ 講じようとする施策

7 被害者支援の推進

- 国が管理する空港等において自家用航空機を使用する際には、被害者保護のための航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していることを確認することにより、無保険の状態で飛行することがないように引き続き対策を講じる。
- 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、事故発生時の情報提供のための窓口機能や、事故後の中長期にわたる被害者等へのコーディネート機能を担うことに加え、引き続き、外部機関とのネットワークの構築、被害者等支援フォーラムの開催、被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

計画策定スケジュール

令和7年3月6日 第1回専門委員会議

5月19日 第2回専門委員会議

7月16日 第3回専門委員会議

9月下旬 第4回専門委員会議

第12次交通安全基本計画中間案について

※公聴会、パブリックコメント

令和8年1月下旬 第5回専門委員会議

第12次交通安全基本計画案について

3月 中央交通安全対策会議

第12次交通安全基本計画の決定